令和４年 第２回 尾三衛生組合議会定例会 会議録

招集年月日	令和４年１０月５日（水）
招集場所	尾三衛生組合会議室１
開会	令和４年１０月５日（水）午後１時３０分
閉会	令和４年１０月５日（水）午後３時２２分
出席議員	１番 永野雅則　２番 大川博 ３番 川嶋恵美　４番 舟橋よしえ ５番 渡邊郁夫　６番 阿部憲明 ７番 眞子伸生　８番 塚本直樹 ９番 加藤達雄　10番 加藤啓二 11番 比嘉浩二　12番 門原武志
欠席議員	なし
地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	管理者 近藤裕貴　副管理者 小山祐 副管理者 井俣憲治
	事務局長 加藤慎司　次長兼会計管理者 石原稔久 次長兼業務課長 竹谷富雄　調整監兼新炉建設室長 水野寿人 総務課長 岸利克　施設課長 小林克人
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務部局書記長 石原稔久　議会事務部局書記 田中正道 議会事務部局書記 増田啓介
日進市・みよし市・東郷町で出席した者の職・氏名	日進市環境課長 近藤伸治 みよし市環境課長 水野貴行 東郷町環境課長 都築英
会議録署名議員	１番 永野雅則 ２番 大川博

会議に付した議案及び審議結果

議案番号	件　　名	議決年月日	議決の結果
議案第７号	尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	令和４年 １０月５日	可決
議案第８号	令和３年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について	令和４年 １０月５日	認定
議案第９号	令和４年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第１号）	令和４年 １０月５日	可決
議員提出議案第１号	議員派遣について	令和４年 １０月５日	可決

令和４年第２回尾三衛生組合議会定例会議事日程

令和４年１０月５日（水）

午後１時３０分開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

(1)　議長諸報告

(2)　議会運営委員会委員長報告

日程第４　一般質問

日程第５　議案第７号　尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第６　議案第８号　令和３年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第７　議案第９号　令和４年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第１号）

日程第８　議員提出議案第１号　議員派遣について

日程第９　報告第１号　専決処分の報告について

令和４年　第２回　尾三衛生組合議会　定例会
議事の経過

（開会　午後１時３０分）

田中書記

ご起立をお願いいたします。
一同、礼。
ご着席ください。

加藤議長

令和４年第２回尾三衛生組合議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
議員の皆様には、公私ともご多忙のところご参集賜りましてありがとうございました。
本定例会に提案されておりますのは、議案第７号から議員提出議案第１号の、議案４件と報告１件であります。
議員の皆様には、慎重なご審議を賜り、議事運営に格別なご協力をお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。
管理者招集挨拶、近藤管理者。

近藤管理者

皆さん、こんにちは。
令和４年第２回尾三衛生組合定例会の開会にあたりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。
議員の皆様におかれましては、お忙しい中ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。
本日の定例会に上程させていただきます議案でございますが、私どもから提出させていただきます案件といたしましては、尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてをはじめまして３議案でございます。
慎重審議を賜り、ご賛同いただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

加藤議長

ありがとうございました。
ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので、令和４年第２回尾三衛生組合議会定例会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付した日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第６１条の規定に基づき、１番永野雅則議員、２番大川博議員を指名します。

日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日１日としたいが、これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

加藤議長　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日１日とすることに決定しました。

日程第３、諸般の報告を議題とします。

監査委員より、例月出納検査につきまして、令和４年５月分から８月分の一般会計、基金等の関係諸帳簿は、出納取扱金融機関提出の預金現在高証書と符合しており、正確であると報告がありました。

次に、議会運営委員長より議会運営委員会の報告をしていただきます。

大川議会運営委員長。

大川委員長　議長よりご指名がありましたので、本日午後１時より開催した議会運営委員会についてご報告申し上げます。

一般質問につきまして、３名の議員より通告がありましたので、その取扱いにつきまして確認をしました。質問時間は同一議員につき１５分以内とすることとし、関連質問は認めないこととしました。

付議された議案につきましては、尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、令和３年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、令和４年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第１号）及び議員提出議案として議員派遣についての、計４議案でございます。

提出議案につきましては、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うこととしました。

議案質疑につきましては、３名の議員より通告がありました。議案質疑の取扱いについては、同一議員につき、同一の議題について質疑回数は２回、質疑時間は、１議案につき１５分以内、以上の確認をいたしました。

以上で、議会運営委員会の協議結果報告とさせていただきます。

加藤議長　ありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第４、一般質問を行います。

通告により発言を許します。

３番川嶋恵美議員。

川嶋議員

３番川嶋恵美。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

世界は脱炭素社会、カーボンニュートラルを目指しており、経済産業省は９月２２日、企業が二酸化炭素の排出量を市場で取引する実証事業、カーボンクレジット市場を始めました。

また、昨年、東京で行われたオリンピックでは、初めて電気製品の寄附に国民が積極的に関与し、かなりの量の金、銀、銅が集まりました。メダルに使用された金属の１００％がリサイクル材料で、金メダル１個のメッキに、大体２００個のスマートフォンが使われているそうです。集められた電気製品は、廃棄物にしないで全部何かに使われ、生かされたとネットに記載がありました。

例えば、スマートフォンのガラスはメダルになりませんが、セメントの中に入れて再利用するなど、携帯電話１台を分解しただけでも様々な素材の部品が出ます。これらを１００％リサイクルしたそうです。

プラスチックの部分など、リサイクルするより捨てたほうがよっぽどコストがかからないのではないかと思いますが、捨てるということは、経済的には安いかもしれませんが、その環境での処理まで経済に入れて考えると、実は高いコストを誰かが別で払っていくことになるとの考えも示されており、私も賛同いたします。

使われなくなった家電などには、金、銀、銅をはじめ、レアメタルなどの貴重な金属が含まれていて、それがいわゆる山奥の鉱山のような場所ではなく、ごく身近な家庭や企業に眠っていることから、都市鉱山と呼ばれています。

では、その都市鉱山を私たちはどれほど生かせているのかといいますと、金で見てみると、国内で使われなくなると見込まれる小型家電に含まれる量に対し、リサイクルされているのは８％ほどだということです。

日本は資源に乏しいと言われていますが、見方を変えると、自国の中にいっぱい資源が眠っているということになります。冷蔵庫などの大型家電は比較的リサイクルが進んでいますが、携帯電話のように小さいものは邪魔にならないので、しまい込んでいる人が多いということで、小型家電はまだまだ進んでいません。

そこで、質問いたします。尾三衛生組合各市町での小型家電等の処分方法はどのようでしょうか。

加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	事務局長、加藤。 当組合に搬入された小型家電等は、売却先である豊田市内の業者に搬出され、多くの小型家電は、破砕後、鉄や銅、アルミニウム、プラスチック等に選別され、リサイクルをされています。また、携帯電話端末やパソコンなどの高品位のものにつきましては、手解体、手選別により基盤を取り出し、リサイクルされております。
加藤議長	３番川嶋恵美議員。
川嶋議員	破砕後、鉄や銅、アルミニウム、プラスチック等に選別されリサイクル、高品位のものは基盤を取り出し再資源化されているとのご答弁でした。 搬入された小型家電は、そのまま売却しているということでしょうか。それとも、リサイクル、再資源化された状態での売却となるのでしょうか。 あともう１点、売却価格はどのように算定されているのか、お尋ねいたします。
加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	当組合では、電源コードを切断し、フロンガスを使用しているものからはフロンガスを抜き取った状態で売却をしています。 売却価格につきましては、品目ごとのキログラム単価に基づき算定をしております。
加藤議長	３番川嶋恵美議員。
川嶋議員	電源コードを切断し、品目に分けて売却しているとのことです。こちらが処分費を支払って処理してもらっているのではなく、業者さんが買い取ってくださっているということは、ある程度の利益があるということと、ごみからレアメタルを取り出す技術があるということです。 このような処理能力を当組合で持つことは可能でしょうか。お考えをお聞かせください。
加藤議長	答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

レアメタルを抽出するには専門的な技術を要する上に、資源の売却については市場価格に大きく影響を受けることから、専門業者に資源として売却することが合理的であると考えております。

加藤議長

３番川嶋恵美議員。

川嶋議員

今の状況はよくわかりました。

レアメタルは貴重な資源です。私たちが使用している身の回りのものの多くに利用されていますが、大変貴重な物質で、生産量はかなり少なく、代替品も開発されていない状況です。今までは輸入に頼っていたレアメタルも、輸出国の規制により、輸入することも大変難しくなってきました。

そんな背景から、レアメタルのリサイクル事業が今注目をされています。使用済みの小型家電などの製品を集めて、そこからレアメタルを回収することで、問題となっている都市鉱山をリサイクルの力で解決しようしています。ご家庭で眠っている小型家電を廃棄したり、そのまま眠らせておいたりせずに再利用することで、日本の産業、経済を守ることにつながります。

人口７２万人の神奈川県相模原市の清掃工場の焼却炉から、１年間で約３１キロの金と銀が回収されました。

一般ごみとして捨てられる小型家電類の基盤などには貴金属が含まれ、焼却炉メーカーが、ごみとして捨てられた基盤などから金、銀を回収する技術を編み出しました。相模原市の焼却炉は流動床式ガス化溶融炉で、高温で炉内を流れる砂にごみを入れ、ガスと炭化物などに分解します。通常は鉄やアルミを回収しますが、焼却炉メーカーは２０１８年度から金、銀が回収できないかを検討し、３基ある炉の底に積もった比重の重い砂から金、銀を回収する特許技術を編み出しました。回収された３１キロの金、銀は時価１億円相当で、特許を持つ焼却炉メーカーの収益などを差し引いた約３，７００万円が相模原市の雑収入になりました。焼却炉メーカーでは、回収した金、銀の濃度や質についてさらに調査し、パラジウムや白金、レアアースなども含まれていないかをさらに研究する方針だそうです。

では、金、銀が取れる廃棄物として小型家電類にはどのようなものがあるかといいますと、一般家庭に存在するパソコンと周辺機器、スマホなど受信機、電動工具、電子レンジ、炊飯器、扇風機、ドライヤー、照明器具などの家電、パソコンのプロセッサー装置、古い電話のコードなど、旧式の電子機器ほど金の含有量が高いそうです。

紹介した焼却炉メーカーでは、今後も会社と大学と連携をして、さらにレアメタルを取り出せないか研究をされています。

	ＳＤＧｓ貢献にも価値ある取組である資源採取の可能性を探ってもらいたいと考えますが、組合のお考えをお聞かせください。
加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	プラントメーカーにも相談したところ、当組合のストーカ式焼却炉からは、貴金属などの資源を取り出すことは困難であると回答をいただいております。 ただし、可燃物に混入している鉄につきましては、焼却後の灰の中から磁選機で取り出し、売却をしている状況でございます。
加藤議長	３番川嶋恵美議員。
川嶋議員	当組合の焼却炉では貴金属などの資源を取り出すことは困難とのご答弁ですが、貴金属が混入していても廃棄されているということでしょうか。
加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	処理方式が異なることから、溶融炉に比べまして焼却炉への貴金属の混入は多くありませんが、可燃ごみの中に貴金属等が入っていた場合は、焼却後、焼却灰として埋立処分やセメント原料に資源化をされております。
加藤議長	３番川嶋恵美議員。
川嶋議員	処理方式により、貴金属の混入はあまり多くないとのご答弁でした。 可燃ごみに混入されないように、周知徹底をお願いいたします。 それでは、延命化目標年度（令和１１年度）終了後の組合施設整備方針に新炉建設の意向が示されました。今後、レアメタルなど回収できる研究が進むと考えられますが、流動床式ガス化溶融炉等、今後研究開発される最新のものなど導入についてのお考えはありますか。
加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	処理方式につきましては、廃棄物処理施設基本計画の中で決定していきますが、流動床式ガス化溶融炉も含め、様々な処理方式の中から選択することとなります。

また、最新のごみ処理技術の動向等も情報収集をしながら、脱炭素社会への対応、建設費や維持管理コストなどを総合的に判断して決めるものとなります。

加藤議長　　３番川嶋恵美議員。

川嶋議員　　決定しなければいけない時期に開発が進んでいる処理方法などをしっかりと検証して、都市鉱山からリサイクルできるシステム導入でＳＤＧｓに取り組んでいただきたいと申し上げ、質問を終わります。

加藤議長　　これにて３番川嶋恵美議員の一般質問を終わります。
次に、４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員　　４番舟橋よしえ。
通告に従い、これより一般質問させていただきます。
今回の質問項目は２つです。
１つ目の項目は、令和４年３月にまとめられました施設整備検討業務報告書から、今後問題になってくるであろうことについて質問いたします。
同報告書の施設整備方針案は、再延命化工事あり・再延命化工事なし・施設更新の３案について、各案の概要が示されています。そして、最後のページには、施設整備方針のまとめとして、比較検討の結果、費用面では再延命化工事ありが最も優れた整備方針案となった。しかしながら、組合の現施設は発電設備が備わっておらず、エネルギー回収型廃棄物処理施設となっていない。また、みよし市は令和元年、日進市は令和４年にゼロカーボン宣言を行っている。以上のことから、国が目指す２０５０年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すためには、ライフサイクルコストとは別に、新施設の建設についても検討すべきものと考えると書かれています。
そして、先月開かれた議員向けの議会説明会においては、組合を構成する３市町の意向として、いずれも施設の更新であることが明らかになりました。今後は、令和１２年度から令和１５年度に新炉建設、令和１６年度稼働に向け準備を進めることになりますが、改めて施設の更新と決まった経緯について、検討過程はどのようであったか、お答えください。

加藤議長　　答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長　　平成２１年度に策定しました施設整備基本構想や平成２５年度に策定しました長寿命化計画では、延命化工事を実施することにより、令和１１年度末まで施

設を延命することといたしました。そして、平成２８年度に策定しました第２期ごみ処理基本計画で、令和１２年度より新施設の稼働を目指すとしておりました。

しかし、令和２年度に策定しました尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画や、令和３年度に実施いたしました施設整備検討業務をもとに、令和４年度に改めて施設整備方針の検討を行い、組合市町の意向といたしまして、令和１６年度の供用開始を目指し、施設を更新していくといった意向を確認したところでございます。

加藤議長　　４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員　　費用面では再延命化工事ありが最も優れているとしながらも、最終的には施設の更新と決定したことの一番のポイントはどのようなことでしょうか。

加藤議長　　答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長　　費用面だけではなく、現在の焼却施設はエネルギー回収型廃棄物処理施設とはなっていないことから、新しく施設を整備することで、国の目指すカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた取組に合致する施設にすることが最適であると組合市町の考えが一致した結果であると受け止めております。

加藤議長　　４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員　　通告いたしました２番目と３番目の小項目は関連をいたしますので、まとめてお聞きします。

新たな炉を建設する計画においては、将来ごみ量の設定及び人口の将来予測が非常に重要になってくると考えます。

将来の予測値が第２期ごみ処理基本計画に基づいているのであれば、今年度策定する第３期ごみ処理基本計画で将来ごみ量の推計値や将来人口が違ってくれば、この報告書の必要な部分については見直しをすると考えてよいのでしょうか。

特に人口推計は、報告書で示されている令和４年の人口が１０月１日を基準日としているのであれば、現状よりも約３，０００人程度多く示されています。見直しは必ず必要と考えますが、いかがでしょうか。

加藤議長　　答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長	施設整備検討業務で取りまとめました報告書は、令和２年度に策定しました尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画をもとに検討しております。 しかし、令和４年度には、プラスチック資源循環促進法が新たに施行され、組合市町では新たに製品プラスチックの回収を検討していると聞いておりますので、今年度策定している第３期ごみ処理基本計画では、プラスチック回収を反映した計画を策定しています。 当組合といたしましては、今後におけるごみや資源の状況、人口推計を含めた様々な要因に伴って生じる施設規模などの変更につきまして、最新の情報収集に努め、最終的には廃棄物処理施設基本計画策定時における組合市町の状況により決定をしてまいりたいと考えております。
加藤議長	４番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	見直しについては基本計画の策定時と言われましたが、来年度策定することになっております基本構想においても、この基本構想を策定する段階においても、将来ごみ量や将来人口が必要になった場合には、見直しをした推計値を使っていただきたいと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。
加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	再来年度に実施を予定している基本構想の策定は、今年度策定するごみ処理基本計画の推測値を使用いたしますので、見直しが生じた場合は、必要に応じて推計値の見直しをいたします。
加藤議長	４番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	基本構想って来年度じゃなかったんですかね。再来年度でしたかしらね。
加藤事務局長	失礼いたしました。来年度に訂正させていただきます。失礼しました。
加藤議長	４番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	では、住民説明会も開くことになっていますが、これはどのように開催するご

予定でしょうか。

加藤議長　　答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長　　近隣の行政区を対象に、説明会を開催していきたいと考えています。

加藤議長　　４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員　　報告書に示された施設更新の整備スケジュールでは、住民説明会を令和６年度と令和１１年度の２回開く予定となっています。なぜ２回開催する予定とされたのでしょうか。

そして、注意書きとして「隣接する住宅地を考慮して、地域計画策定前に住民説明会を実施することが望ましい」とあります。これについてももう少し詳しくご説明ください。

加藤議長　　答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長　　現在の整備スケジュールで説明させていただきます。

令和６年度に予定している説明会は、地域計画策定前に行い、近隣住民の理解を求めるために行うものでございます。令和１１年度に予定している説明会につきましては、新炉建設における環境影響評価の結果及び今後のスケジュールについて近隣住民に説明を行うものでございます。

加藤議長　　４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員　　そもそも、地域計画とはどのようなことについての計画なのでしょうか。

策定前に住民説明会を開くのは、住民の意見を反映するために開催するのでしょうか。

また、建設工事着手後にも、令和１３年度策定となっていますが、工事を着手した後にも開催されるというのはなぜでしょうか。

加藤議長　　答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長　　地域計画とは、循環型社会形成の推進を図るために、廃棄物処理及び清掃に関する法律第５条の２に規定する基本方針に沿って策定し、この計画に基づく施設

整備事業に対して循環型社会形成推進交付金を受けるために必要な計画となります。

地域計画策定前に住民説明会を開くのは、住民の意見を反映するためではなく、先ほど答弁いたしましたとおり、国に施設整備事業計画を提出する前に、先に近隣住民に施設整備について説明をするものであります。

地域計画の策定期間は５年を標準とし、７年を上限とするとされておりますので、令和６年度は、令和７年度から令和１３年度までの整備計画事業を対象とし、令和１３年度の策定につきましては、令和１４年度からの整備事業について策定することになります。

加藤議長　　４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員　　では、来年度策定予定の基本構想について、これはどのように策定をされるお考えでしょうか。

加藤議長　　答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長　　来年度事業でございますので、予算編成前ということで、現時点で確定したものではございませんが、基本構想では、新施設を整備する上での基本的事項を整理することになります。

なお、策定方法につきましては、業者委託を想定しております。

加藤議長　　４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員　　今、基本的事項を整理するというふうにご答弁ありましたが、この施設整備検討業務報告書には、施設の概要や概算費用についても既に触れられています。これはまさしく基本的事項に当たるのではないかと考えます。

委託をされた業者は、今できているこの報告書に基づいて基本構想を策定するということでしょうか。

加藤議長　　答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長　　基本的事項とは、ごみ処理の基本方針、施設の計画概要、安全対策、整備スケジュール、余熱利用計画などになります。

施設整備検討業務報告書は、現施設の延命化後、令和１２年度から尾張東部衛生組合との集約化までの施設整備検討を行うため策定したものでございます。広

域化の検討業務で示された施設規模を現施設の処理方式で検討したものになります。

加藤議長　　４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員　　新たな施設整備に向けては、平成３０年第２回定例会で白井議員の質問に対して、「新施設稼働に向け委員会を設立し、施設の規模、処理方式、運営方法、ＰＦＩなどについて調査・研究を総合的に行っていく。委員会には市民の方々にも加わっていただくことは重要であると考えている」と答弁されました。
現時点で、この委員会設立に向けてはどのように考えておられるでしょうか。また、市民も委員として加わると考えていてよろしいでしょうか。

加藤議長　　答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長　　施設の処理方式などを決める廃棄物処理施設基本計画策定時には、有識者の方を交えた委員会の設立を考えています。現時点では、委員会のメンバーに市町担当者、公募住民等の方も加えた委員会の設立を考えております。

加藤議長　　４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員　　では、新炉建設の建設費分担割合についてお聞きします。
現在の炉の建設時には均等割対人口割が２対８の割合だったと聞いております。これについての見直しをされるお考えはおありでしょうか。

加藤議長　　答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長　　前回の分担金の見直しの検討時には、建設に要する経費の負担割合は対象とはしておりませんし、現時点で組合市町から見直しを行いたいといった要望は聞いておりません。

加藤議長　　４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員　　では、均等割２割・人口割８割という建設費に関しての分担割合は何を根拠にしてこのように決められたのか。わかる範囲で結構ですので、教えてください。

加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	昭和４９年の規約では、負担金割合は建設費と運営費の区別がなく、均等割１０％・人口割９０％と規定しておりましたが、昭和５０年の規約改正により、建設費の負担割合は均等割２０％・人口割８０％、運営費の負担割合は搬入量割５０％・人口割５０％に改正されました。 なお、改正された根拠については、現在ではわかりかねます。
加藤議長	４番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	施設の更新には、工事費が１８９億６，０００万円かかると試算をされております。また、この金額に加えて、造成工事費や仮設道路整備費なども必要になってきます。新施設建設のための基金についても今後検討していかなければならないと思いますが、建設に要する経費の負担割合は基金の負担割合に直結するものを私は考えますので、現在の炉を建設する際の割合、すなわち均等割対人口割が２対８を踏襲することが適当なのかどうか。先ほどご答弁がありましたように、それが昭和５０年に決められたことということも踏まえますと、ぜひこれについては検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。 では、２項目めの質問に移ります。 ２項目めは、ごみ減量のインセンティブにつながると期待されている分担金及び負担金の３市町負担割合の変更に関することについて質問をいたします。 今年６月に発行されました美化だより、これですけれども、この美化だよりの第３９号２ページに、３市町の分担金及び負担金の３年間の推移が掲載されております。そして４ページには市町ごとのごみ搬入量と一人１日あたりの平均搬入量の推移が掲載されています。 ２ページ本文に書かれているように、ごみを減らす努力をすれば市町が負担するお金が減るものと考えていましたが、この美化だよりを見る限りでは、日進市と東郷町は令和３年度ごみ搬入量、一人１日あたりの平均ごみ搬入量がどちらも前年度より減少し、みよし市は増えていますが、令和４年度負担割合を見ると、東郷町は減少、日進市は増加、みよし市は変化なしです。どうしてこのようなことになるのでしょうか。ご説明ください。
加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	美化だよりに掲載されております市町ごとのごみ搬入量は、各年度における総搬入量になります。

分担金の割合は、規約に基づき、前々年の１０月１日から前年の９月３０日までのごみ搬入量と前年の１０月１日における住民基本台帳人口の割合から算出をしております。

なお、算出に用いるごみ搬入量は、組合市町との覚書により、令和３年度より有料ごみ等を除いた搬入量としております。

分担金に用いるごみ搬入量では、日進市の削減率が組合市町の中で一番低かったため、負担割合が増加する結果となったものでございます。

加藤議長

４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

分担金の算出に用いるごみ搬入量は、美化だよりに掲載されているごみ搬入量ではなく、有料ごみ等を除いた搬入量とのことですが、有料ごみ等とは具体的にどのようなごみでしょうか。そして、その量はどれだけなのか。分担金算出に用いるのと同じ、１０月１日から９月３０日について、３市町の令和２年度、３年度、４年度について具体的にお示しください。

さらに、算出に用いる３市町のごみ搬入量がどれだけなのか。これも、２年度、３年度、４年度の分担金算で用いた値をそれぞれ答えください。

加藤議長

答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長

まず、有料ごみ等でございますが、有料ごみにつきましては、組合市町の許可を受けた許可業者が搬入するごみと、１日許可により住民の方などが搬入するごみでございまして、そのほかに、地元諸輪区から搬入された減免ごみを含めて、有料ごみ等としております。

まず、令和２年度から令和４年度における有料ごみ等の量でございますが、市町ごとに申し上げますと、日進市が、令和２年度６，８３０トン、令和３年度６，４１３トン、４年度６，３６１トン。みよし市が、令和２年度５，７６４トン、令和３年度５，５１５トン、令和４年度５，４１０トン。次に、東郷町が、令和２年度３，２４６トン、令和３年度３，１６８トン、令和４年度３，５６５トンとなります。

次に、分担金の算出に用いる有料ごみ等を除いた搬入量でございますが、日進市が、令和２年度２万２，０５９トン、令和３年度１万５，６９６トン、令和４年度１万５，６５４トン。みよし市が、令和２年度１万７，１４６トン、令和３年度１万１，５１１トン、令和４年度１万１，３２６トン。東郷町が、令和２年度１万２，０７０トン、令和３年度８，６５５トン、令和４年度８，３５０トンになります。

なお、有料ごみの除外につきましては令和３年度からとなりますので、令和２年度につきましては、搬入されたごみの総量ということになっております。

加藤議長　　４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員　　美化だよりに掲載をされているごみの一人１日あたりの平均搬入量は有料ごみ等を含んだものであり、各年度、４月１日から翌年３月３１日までの量ということになるので、令和２年度は別として、令和３年度、４年度の今お答えいただいた２つの数字、有料ごみ等と分担金算出に用いる搬入量を足しても、美化だよりのこの数字にはならないということは理解をしました。

理解をしましたが、では、分担金算出に用いる搬入量でごみ一人１日あたりの平均搬入量を計算するとどうなるのでしょうか。令和元年１０月から令和２年９末までと令和２年１０月から令和３年９月末までについて、３市町それぞれお答えください。

加藤議長　　答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長　　分担金算出に用いるごみ搬入量で算出をしましたごみ一人1日あたりの平均搬入量は、令和元年度１０月から令和２年度９月末までが、日進市４６５グラム、みよし市５１５グラム、東郷町５３９グラム。令和２年１０月から令和３年９月末までが、日進市４６１グラム、みよし市５０７グラム、東郷町５２２グラムでございました。

加藤議長　　４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員　　今お答えいただいた数値で、日進市の削減率が、みよし市、東郷町に比べて少ないことがよく理解できました。

ただ、美化だよりの現在の表記の仕方では、住民の皆さんに誤解を与えかねません。

少なくとも２ページの算出方法のごみ搬入量割合については、有料ごみ等を除いたごみの割合であることを書くべきであると思いますが、この点についていかがでしょうか。

加藤議長　　答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長　　わかりにくいということでございますので、誤解を招かない表記となるよう検

	討いたします。
加藤議長	４番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	そこはよろしくお願いします。 では、分担金及び負担金の負担割合について、ごみ搬入量割合の比率を高めたことについては、ごみを減らそうというインセンティブが働くものとして、これは評価できることと思います。しかし、有料ごみ等を除いた搬入量で算出するということが、逆に、住民のごみ減量意欲に水を差すことになってはならないと考えます。 見直しをしたときには、その検証をすることが重要と考えます。分担金及び負担金の負担割合算出におけるごみ搬入量と人口割合を変更したことの効果、そして、令和４年度からこれ以降、ごみ搬入量７割・人口３割の、この割合についても、この妥当性について検証をどのように実施されるお考えでしょうか。
加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	分担金割合の変更をした令和３年度と令和４年度を比較いたしますと、全ての市町において分担金に用いるごみ搬入量が減少しております。これは、当組合や組合市町などが取り組んでまいりました様々な施策によりごみの減量につながったものと考えております。 分担金割合の妥当性の検証につきましては、市町の規約変更に基づくものでございますので、組合市町で検証していくものと考えております。
加藤議長	４番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	ごみの減量は、本来、有料ごみ等も含めたごみの総量を減らしていかなければならないことは誰もがわかっていることだと思います。 先ほどお答えいただきました有料ごみ等の量の推移では、理由はわかりませんが、東郷町さんが大きく増加をしていました。３市町で構成する衛生組合だからこそ、互いに競い合ってごみ減量ができれば、それが一番よいことであり、それは有料ごみ等についても言えることだと思います。 分担金割合を変更したことの検証、特に有料ごみ等を除いていることの問題と、ごみ搬入量の割合を７割よりもさらに高めることも含め、先ほどは組合市町で検証と言われましたが、それは当然、管理者、副管理者の皆さんで話し合った上で、それぞれの市町の規約変更ということになりますので、管理者、副管理者

のお三方にはぜひとも話し合っていただきたいと要望いたします。
以上で、私の一般質問を終わります。

加藤議長　これにて、４番舟橋よしえ議員の一般質問を終わります。
次に、１２番門原武志議員。

門原議員　１２番門原武志でございます。
私は、２つ一般質問を行います。
１つは、職員への新型コロナウイルス感染症の広がりについてでございます。もう１つは水銀対策でございます。
いずれの項目も、これまで組合当局におかれましては、我々議員のみならず、住民の皆さんに的確な情報発信していただきまして、安心につながっていると評価したいと思います。
では、質問に入ります。
これまで新型コロナ感染症で陽性とされ休んだ職員の数を教えてください。

加藤議長　答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長　陽性者としまして特別休暇を取得した職員数は、一般職員５名、再任用職員２名の、計７名となります。

加藤議長　１２番門原武志議員。

門原議員　これも確認ですけども、これまで新型コロナ感染症の陽性者の濃厚接触者とされ休んだ職員の数を教えてください。

加藤議長　答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長　濃厚接触者として特別休暇を取得した職員数は、一般職員６名となります。

加藤議長　１２番門原武志議員。

門原議員　そこで確認なんですけれども、濃厚接触者とされた職員には検査を受けてもらっているでしょうか。

加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	濃厚接触者と判定された職員が職場復帰をする際には、当組合で用意しております抗原検査キットを使用し検査を行うこととしております。
加藤議長	１２番門原武志議員。
門原議員	組合の運営に影響があってはなりませんので、それについてもう少しお聞きします。 陽性者または濃厚接触者とされ特別休暇となった職員が同時にいた最大数を教えてください。
加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	特別休暇となった職員が同時にいた最大数は３名でございまして、内訳といたしましては、一般職員２名と再任用職員１名でございます。
加藤議長	１２番門原武志議員。
門原議員	幸い、最大でもそれだけの人数が同時に発生したということですので特段の影響はなかったのではないかと思いますが、今後も、同時に職員がたくさん休んで組合の運営に支障がないようにお願いしたいと思います。 次にまいります。 委託先の業者の職員が新型コロナ感染症で休んだ場合、代替の人は確保されているでしょうか。
加藤議長	答弁、加藤事務局長。
加藤事務局長	新型コロナウイルス感染症で委託業者の職員が休業となった場合は、委託業者において人員の調整を行い、ごみの受入れや焼却業務等に影響がないよう対応していただいております。
加藤議長	１２番門原武志議員。
門原議員	ありがとうございます。

次にまいります。

このことも、焼却の排気ガスから水銀が検出され、また、使用している井戸から水銀が検出されということで、それから一生懸命調査をされ、結果を我々議員だけではなくて、近隣住民の皆さんにも適切に説明されているということで、丁寧な対応にまず感謝と敬意を申し上げたいと思います。

確認ですけれども、水銀除去対策試験結果から、今後どのような対策を実施されるのか、ご説明ください。

加藤議長　　答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長　　水銀除去対策の試験結果から、高反応消石灰に活性炭を混合することで排ガス中の水銀除去の効果が確認できましたので、今後は、活性炭入り薬剤を排ガスに吹き込む対策をしてまいります。

加藤議長　　１２番門原武志議員。

門原議員　　今ご説明いただいた対策で見込まれる費用をお示しください。

加藤議長　　答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長　　高反応消石灰に活性炭を混ぜた薬剤に切り替えたことにより、年間約７００万円の増額を見込んでおります。

加藤議長　　１２番門原武志議員。

門原議員　　費用面、当然かかってくるわけでございますけれども、安全を確保するため必要な経費、コストだと理解したいと思います。

参考までに、近隣のほかの施設での水銀対策等の状況をお示しください。

加藤議長　　答弁、加藤事務局長。

加藤事務局長　　令和４年１月に愛知県内の２４施設を調査したところ、１４施設が活性炭による対策をしておりました。

加藤議長　　これにて、１２番門原武志議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終了します。

日程第５、議案第７号「尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

岸総務課長。

岸総務課長

総務課長、岸。

議案第７号「尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」説明させていただきます。

提案理由といたしまして、国家公務員に係る非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和に準ずるため、尾三衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があるからです。

改正内容といたしましては、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、非常勤職員の子が１歳以降の育児休業の取得の柔軟化及び育児休業の取得回数制限の緩和に伴う整理となります。

施行期日といたしましては、公布の日から施行となります。

説明は以上です。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

議案第７号については事前に質疑の通告がありませんでしたので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決に入ります。

議案第７号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第７号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

加藤議長

起立全員であります。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第８号「令和３年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

石原会計管理者。

石原会計管理者

会計管理者、石原。

議案第８号の「令和３年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」の提案説明をさせていただきます。

この案件は、地方自治法第２３３条第３項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

加藤議長

岸総務課長、説明をお願いします。

岸総務課長

総務課長、岸。

議案第８号「令和３年度尾三衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」の補足説明をさせていただきます。

決算書１・２ページをご覧ください。

歳入歳出決算書、歳入全体表でございます。

合計金額といたしまして、１３億９，２９９万６，４３９円でございます。

続いて、決算書３・４ページをご覧ください。

歳入歳出決算書、歳出全体表でございます。

合計金額といたしまして、１２億９，３１６万４，０２２円でございます。

決算書の７・８ページをご覧ください。

歳入歳出決算事項別明細書、歳入から説明させていただきます。

款２使用料及び手数料項１使用料目１使用料は、家庭系４，７７４万１，６００円、事業系２億６，３３４万７，６００円の、合計３億１，１０８万９，２００円でございます。

款４財産収入項１財産運用収入目１利子及び配当金は、２種類の基金を定期預金として運用した利子になります。

決算書９・１０ページをお願いいたします。

款７諸収入項２雑入目１雑入は、主な収入として、スクラップ等売却料がございます。これは、不燃・粗大施設において破砕分別した鉄及びアルミの売却料でございます。再生品販売料については、管理棟１階エコサイクルプラザでごみとして搬入された自転車や家具類などを再生し販売したものとなります。

決算書１１・１２ページをご覧ください。

歳出でございます。

款２総務費項１総務管理費目１一般管理費節２給料及び節３職員手当等及び

節４共済費は、職員２０名と再任用職員２名分の人件費です。

決算書１３・１４ページをご覧ください。

節１２委託料は、庁舎総合管理業務をはじめ１５件の委託料となります。

節１４工事請負費、建物修繕工事は、３号井戸からの水銀基準値超過対策として、上水道に切り替えるための仮設給水配管工事です。なお、予算については、全額予備費から充用しております。場内整備工事は、入口門扉レール付近のコンクリート舗装工事です。

節１７備品購入費は、衣類乾燥機、事務用シュレッダー、タイムレコーダー、デジタルカメラを購入いたしました。

決算書１５・１６ページをご覧ください。

節２４積立金は、財政調整基金積立金については令和２年度の決算剰余金と基金運用利子、廃棄物処理施設緊急整備基金積立金は運用利子です。

続いて、款３衛生費について説明させていただきます。

決算書１７・１８ページをご覧ください。

節１０需用費、消耗品費は、焼却施設用及びリサイクルプラザ用部品等の購入費用でございます。薬品費は、主に有害物質除去用の薬品と焼却残渣無害化処理用の薬剤購入費用でございます。光熱水費は、組合全体の電気料金となります。

節１２委託料は、施設管理運転業務委託をはじめ１８件の委託費用でございます。

節１４工事請負費は、焼却施設補修工事、リサイクルプラザ補修工事でございます。

決算書１９・２０ページをご覧ください。

目２埋立処分地管理費でございます。

節１０需用費は、組合が管理する最終処分場に要する費用でございます。

節１２委託料につきましては、浸出水処理施設保守点検業務及び水質測定業務をはじめ８件の委託費用でございます。残渣等処分につきましては、自区内処理ができないため外部委託を行っております。残渣の委託料につきましては、焼却残渣６，３７２トンと破砕不燃物３１９トンの処理委託料でございます。

節１８負担金、補助及び交付金は、伊賀市内の処理施設に搬出した焼却残渣等の合計１，９９３トンの一般廃棄物の搬入に係る環境保全負担金でございます。

款４公債費は、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業のために平成２７年から令和元年度に借り入れた財政融資資金等の元金及び利子の返済分です。

決算書２３ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。

令和３年度歳入総額は１３億９，２９９万６，４３９円、歳出総額は１２億９，３１６万４，０２２円、歳入歳出差引額は９，９８３万２，４１７円です。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は９，９８３万２，４１７円です。

以上で補足説明とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

ここで、決算審査の結果について監査委員からご報告をいただきます。

小嶋代表監査委員、お願いいたします。

小嶋代表監査委員

代表監査委員の小嶋です。よろしくお願いします。

議長からご指名をいただきましたので、代表監査委員として、令和３年度の一般会計歳入歳出決算の審査結果についてご報告をさせていただきます。

地方自治法第２３３条第２項の規定に基づきまして、管理者から審査に付されました令和３年度の一般会計歳入歳出決算について、令和４年の７月２６日に、当事務所において永野雅則監査委員とともに審査を行い、合議のもとに意見を取りまとめ、令和４年８月２日付けで管理者へ決算審査意見書を提出いたしました。

審査に当たっては、決算書及び付属書類の計数は正確であるか、予算は議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に執行されているか、財産は適正に管理されているかなどについて関係諸帳簿及び証拠書類と照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、実施いたしました。

また、あわせて定期監査、例月出納検査等の結果についても考慮いたしました。

それでは、審査の結果について申し上げます。

審査の結果、各決算書類は関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、予算の執行及び関連する事務の執行につきましても、おおむね適正に行われているものと認められました。また、財産の管理につきましても、関係法令に基づき適正に行われていると認められました。

続きまして、審査に係る意見、要望などを述べさせていただきます。

施設整備について、令和３年度は施設整備検討業務として、将来的な組合の施設整備方針を検討する上での基礎資料が作成され、今後は施設更新または再延命化について具体的な方針を決定していくこととなりました。

しかし、昨今の日本経済は新型コロナウイルス感染症により景気が左右される状況であります。ウィズコロナの下で、景気はようやく持ち直しの動きが見られますが、コロナ禍に加え、ウクライナ情勢の影響による物価高騰など、市町の財政状況は依然不透明であります。組合としてもあらゆる可能性について研究を深め、最善の方法を検討していただきたいと思います。

最後に、住民生活に必要不可欠なごみ処理事業を安定的に運営するために、新

	型コロナウイルス等の感染症対策を徹底するとともに、施設の適正な維持管理のもと、事故防止に万全を期した運転管理に努めていただきたいとお願いいたしまして、私からの報告とさせていただきます。
加藤議長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 ２件の通告がありましたので、発言を許します。 ３番川嶋恵美議員。
川嶋議員	３番川嶋恵美。 通告に従い、議案質疑をさせていただきます。 歳入款４項１目１節１利子及び配当金の当初予算と比較して４万９，５００円の減額です。理由は何でしょうか。
加藤議長	岸総務課長。
岸総務課長	総務課長、岸。 歳入款４項１目１節１利子及び配当金について回答させていただきます。 予算時に想定していた利率見込みが下がったためです。予算時の想定では、直近の利率を参考に、０．１％で試算を行いましたが、実際の預け入れでは０．０５％の利率になったため、減額となりました。
加藤議長	３番川嶋恵美議員。
川嶋議員	ありがとうございます。 ２つ目の質問です。 歳入款７項２目１スクラップ等売却料のスクラップ売却料が大幅な増額で、決算審査意見書１２ページ、単価の急激な上昇と価格変動に対応した結果だとわかりました。もう少し具体的な効果をご説明ください。 また、ＣＤ・ＤＶＤ等売却料が皆減ですが、どのように処理をされたのでしょうか。 そして、その他雑入のうちで２８万２，６７９円の皆増は何でしょうか。お願いします。
加藤議長	小林施設課長。

小林施設課長	施設課長、小林。 スクラップ売却料は、令和２年の新型コロナウイルス感染拡大で、自動車をはじめとする製造業やビルなどの建築に向けた需要が大きく落ち込んだことにより鋼材の需要が下がったため、下落しました。しかし、令和２年秋頃から需要が回復し始め、粗鋼の生産の急回復に対応するため、鉄スクラップの使用も増え、価格が高く変動したものであります。令和３年度に入ると経済活動は再開し、鋼材の需要が増えたことに伴い、スクラップの高騰に影響したと捉えています。 ＣＤ・ＤＶＤにつきましては、令和３年度においても資源回収ストックヤードで回収しておりましたが、搬出車両分の量がたまらなかったため売却を見送り、皆減となっております。 その他雑入につきましては、主に、不燃・粗大プラットホームで自動扉が搬入車と接触する事故に伴い、保険会社から支払われた損害賠償金となります。
加藤議長	３番川嶋恵美議員。
川嶋議員	３番目の質問です。 歳出款２項１目１節１報酬と節２給料の不用額が生じた理由をご説明ください。
加藤議長	答弁、岸総務課長。
岸総務課長	報酬につきましては、情報公開・個人情報保護審査会や行政不服審査会を開催する際に委員への報酬を予算計上しておりましたが、開催することがなかったため、不用額となりました。 給料につきましては、予算計上時に人事院勧告等に対応するように調整額として１％計上しており、主にその部分が不用額となったものです。
加藤議長	３番川嶋恵美議員。
川嶋議員	４つ目の質問です。 歳出款２項１目１節１７の衣類乾燥機はどのような目的で購入されていますか。
加藤議長	答弁、岸総務課長。
岸総務課長	主に職員の作業着や清掃時に使用したモップ、タオル等の乾燥用として使用し

ていたものが故障したため、購入いたしました。

加藤議長　　３番川嶋恵美議員。

川嶋議員　　５つ目の質問です。
自治行政の実績に関する調書の３３ページ、可燃ごみの灯油使用量が、多いときは１０キロリットル、少ないときは０キロリットルです。この差は何でしょうか。お願いします。

加藤議長　　答弁、小林施設課長。

小林施設課長　　可燃ごみの灯油は、主に焼却炉の運転開始・停止時に燃焼させて、ごみを燃やすための補助として使用しております。また、炉内の耐火物の工事後には約３日間の乾燥焚きを行うことから、１０キロリットル程度の灯油を使用します。
７月の１０キロリットルは、乾燥焚きに使用したものです。１０月と３月は、焼却炉の運転開始・停止をしなかったため、灯油の使用がありませんでした。

加藤議長　　これにて、川嶋恵美議員の議案質疑を終わります。
次に、４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員　　４番舟橋よしえ。
議案第８号について質疑をさせていただきます。
一番最初の質疑ですが、ただいま川嶋議員が最初に質疑された内容と全く重なります。この場合、再質疑が私はあるのですが、議長、再質疑からスタートしてもよろしいでしょうか。

加藤議長　　はい。

舟橋議員　　わかりました。
歳入の款４項１目１節１財政調整基金利子についてですが、先ほどの川嶋議員の質疑に対する答えから、利率見込みが下がったためということはわかりました。
利率が年度途中で下がったということでしょうか。それはいつのことだったかお答えください。また、補正予算計上ができなかった理由もお願いします。

加藤議長	答弁、岸総務課長。
岸総務課長	総務課長、岸。 定期預金の金利は、預け入れの都度見積徴収を行い、金利の最も高い金融機関を選定しております。令和３年度に収入した定期預金は２件あり、預入決定日は令和２年６月２３日と令和３年１月２５日となっております。本来補正すべきでした。今後気をつけます。
加藤議長	４番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	次に、歳入款７項２目１節１羽毛布団売却料についてお聞きします。 前年度の１０万１，７５０円からさらに売却料が大きく増え、令和３年度は３４万２，９８０円となっていますが、これは量の増加によるものでしょうか。また、この羽毛布団はどのような形で搬入されているのか、お答えください。
加藤議長	答弁、小林施設課長。
小林施設課長	施設課長、小林。 増えた理由は、回収量の増加によるものです。売却枚数は、令和３年度は８９５枚、令和２年度は２５３枚でありました。 羽毛布団の搬入は、組合市町の粗大ごみで回収されたもの、当組合に直接搬入されたものになります。
加藤議長	４番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	再質疑いたします。 これだけの売却収入が得られるのであれば、資源回収ストックヤードでの回収品目に加えてもよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。現在の２８品目に羽毛布団が入っていないのは、何か理由があるのでしょうか。
加藤議長	答弁、小林施設課長。
小林施設課長	資源回収ストックヤードの回収品目に加えることは、今後、組合市町と協議して判断してまいります。 品目に入っていない理由は、現在、組合市町の拠点施設では回収していないこ

とから、当組合としても回収はしておりません。

加藤議長　　４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員　　次に、歳出です。

款２総務費及び款３衛生費において、２号炉の排ガスから基準値を超える全水銀濃度が検出されたことに伴う歳出についてお聞きします。

測定業者から昨年１２月２１日に連絡を受けて以降、令和３年度に必要となった費用は総額でどれだけでしょうか。

加藤議長　　答弁、小林施設課長。

小林施設課長　　必要になった費用は、総額で８５６万７，７９０円でありました。

内訳として、排ガス関係で６８２万２，２１０円、地下水関係では１７４万５，５８０円でありました。

加藤議長　　４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員　　再質疑いたします。

私は排ガス関係の部分についてお聞きをいたしましたが、３号井戸の地下水から基準値を超える総水銀濃度が検出されたことに伴い必要となった費用についてもご答弁をいただきました。

では、排ガス関係、地下水関係、それぞれの内訳をお聞かせください

加藤議長　　答弁、小林施設課長。

小林施設課長　　内訳として、排ガス関係は、水銀に関する排ガス測定として７２万４００円、焼却施設の集じん器の点検清掃として２５３万円、場内に仮置きした草ごみの運搬として２３万１，０００円、啓発用のぼり旗の購入として３万６，８５０円、活性炭を混合した薬剤として３３０万３，９６０円でありました。

地下水関係は、水銀に関する地下水の水質測定として５５万７，５８０円、仮設給水配管工事として１１８万８，０００円でありました。

加藤議長　　４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員	次に、歳出款２項１目１節２１損害賠償金のため、１２節から流用したことについてお聞きします。 尾三衛生組合予算決算会計規則に基づき流用調書を作成されたのでしょうか。予備費からの充用でなく、同項内の流用とした理由をお聞かせください。
加藤議長	答弁、岸総務課長。
岸総務課長	令和３年８月１６日に発生した事故の賠償金について、尾三衛生組合予算決算会計規則に基づき流用調書を作成しております。 賠償金支払いにおいて、予備費から充用ではなく流用とした理由は、個々具体的に判断するものでありますが、原則的には、まず流用できる場合は流用で対処し、それができない場合に予備費を充てることが適当と考えております。
加藤議長	４番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	再質疑いたします。 予算決算会計規則第１７条には、「予算に定める歳出予算の各項の流用を必要とする場合は、各課等の長は、流用調書を総務課長に提出しなければならない」と記されています。 今回の場合は、流用調書を受け取る総務課長が提出者でもあったわけですが、どのように対処されたのでしょうか。
加藤議長	答弁、岸総務課長。
岸総務課長	総務課が起案の流用調書についても総務課長へ提出しておりますが、流用決裁につきましては事務局長の決裁を受けております。
加藤議長	４番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	次に、歳出款２項１目２節７牛乳パック紙すき教室に対する報償費の執行がないことについてお聞きします。 参加申込みが２回ともゼロだったということでしょうか。
加藤議長	答弁、岸総務課長。

岸総務課長

牛乳パック紙すき教室は２回開催を予定しておりましたが、１回目は参加申込者がおらず、２回目は、申込者４名でありましたが、講師の方が急病により中止となったため、報償費の執行がございませんでした。

加藤議長

４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

再質疑いたします。

牛乳パック紙すき教室は、令和２年度の参加者が各１名となっておりましたので、コロナ禍とはいえ、継続実施が危ぶまれることにならないか心配をしておりました。

令和３年度は、申込みが４名あったけれども中止にせざるを得なかったことがわかりましたが、申込みいただいた４名の方は小学生だったのでしょうか。

また、今年度から美化だよりに掲載するリサイクル教室の案内に「夏休み子供向け教室」という言葉を加えて募集をされておりますが、対象の教室の令和３年度までの実績として、特に子供向けと募集していなくても、参加者は子供たちがほとんどだったのでしょうか。保護者の参加はなかったのでしょうか。

そして、来年度に向けて確認しておく必要があると考えますのでお聞きしますが、今年度の夏休み子供教室の実施状況はどのようであり、令和３年度実績と今年度の状況を踏まえて、参加人数を増やすための取組をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

加藤議長

答弁、岸総務課長。

岸総務課長

牛乳パック紙すき教室につきましては、申込みいただいた４名は、全て小学生でした。

また、夏休み子供向け教室ですが、以前から当組合ホームページでは子供向けとして募集をかけており、ほとんどが小学生以下の参加者となっておりました。

令和４年度の夏休み子供向け教室につきましては、当初８教室予定しておりましたが、牛乳パック紙すき教室が講師の都合により昨年度に引き続き中止となったため、７教室の開催となっております。

教室に参加された方の合計は、大人が２名、保護者が３名、小学生が３７名、幼児が９名の、計５１名となっており、令和３年度と比較すると、１３名参加人数が増えております。

参加人数を増やすことの取組といたしましては、今年度新たに組合市町の広報紙への掲載依頼をいたしました。また、今後も、当組合の美化だより及びホームページにおいても教室開催の告知を継続して行ってまいります。

加藤議長	４番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	次に、歳出款３項１目２節１２浸出水処理施設清掃業務委託料についてお聞きします。 当初予算３２万８，０００円を上回る決算額、４２万２，４００円となった理由をお聞かせください。
加藤議長	答弁、竹谷業務課長。
竹谷業務課長	業務課長、竹谷。 この業務は、折戸最終処分場の埋立物の層に浸透した雨水等がたまる地中の集水ピットの清掃を行うための予算で、この決算額は２７万９，４００円でありましたが、別に、沈殿槽について緊急で清掃の必要性が生じたために、同節の委託料の中から予算を流用し、１４万３，０００円で沈殿槽の清掃業務を行ったため、決算額が当初予算額を上回ったものです。
加藤議長	４番舟橋よしえ議員。
舟橋議員	再質疑いたします。 緊急で沈殿槽の清掃が必要になったとのことですが、それが判明したのはいつのことでしょうか。 また、同じ節内で流用したとのことですが、私が質疑しなければ、この流用はわからないままでした。自治行政の実績に関する調書にも、沈殿槽の清掃のことは何も書かれていません。これまでにもこのようなことは行われてきたのでしょうか。
加藤議長	答弁、竹谷業務課長。
竹谷業務課長	沈殿槽の清掃については、令和４年１月に実施した職員による月例点検において判明いたしました。 これまでにも、次年度に持ち越せない緊急性の高い場合や臨時会等の調整が困難で補正対応ができないと判断した場合には、流用で対応したことがございます。

加藤議長

４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

次に、焼却残渣の処分についてお聞きします。

自治行政の実績に関する調書２５ページの焼却残渣民間処理の三重県伊賀市内１，８４６トンは、三重中央開発株式会社への処理委託と思いますが、埋立処分と資源化はそれぞれ何トンだったのでしょうか。焼却残渣の資源化率は令和３年度どれだけだったのか、お答えください。

加藤議長

答弁、竹谷業務課長。

竹谷業務課長

１，８４６トンは、全て三重中央開発株式会社への処理委託実績でありますが、その内訳は、飛灰の埋立処分が４７トン、焼却灰の資源化が１，７９９トンでした。

令和３年度の焼却残渣資源化率は３７．５％で、総排出量６，３７２トンに対し、２，３９２トンを資源化しております。

加藤議長

４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

再質疑いたします。

三重中央開発株式会社に飛灰埋立処分も委託されたのは、過去の自治行政の実績に関する調書を見る限り、令和３年度からと認識をしておりますが、それで正しいでしょうか。

愛知臨海環境整備センター、豊田加茂環境整備公社に比べて、飛灰埋立処分費の１トンあたりの処分費が２倍以上高い三重中央開発株式会社に、少量とはいえ処分を委託することとした理由をお聞かせください。

加藤議長

答弁、竹谷業務課長。

竹谷業務課長

三重中央開発株式会社への飛灰埋立処分委託は、令和２年度から行っております。

搬出先は、主に愛知臨海環境整備センター及び豊田加茂環境整備公社に埋立処分を委託していますが、いずれも運搬業務は入札で決めているため、令和３年度に受託者が変更になり、最終処分場側の運搬車両登録等の手続に約１週間かかり、その期間中の搬出ができなかったため、４月上旬、約１週間分の飛灰搬出にかかる処分を委託したものです。

加藤議長

４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

次に、自治行政の実績に関する調書４３ページに、破砕不燃物の処理委託先として、新たに長野県上伊那郡飯島町の田切クリーンセンターが出ていますが、どのようにして新しい委託先を見つけられたのでしょうか。

処理委託先が複数あることは望ましいことであると考えますが、田切クリーンセンターを委託先と決めた理由についてもお聞かせください。

加藤議長

答弁、竹谷業務課長。

竹谷業務課長

田切クリーンセンターは、平成２１年度から平成２９年度までの９年間、当組合の処理をしていただいた実績がございます。

当該処分場は、埋立容量の減少に伴い、平成３０年度から受入れが地元のみに制限されました。しかし、令和元年１０月から新たな処分場での受入れが開始されたため、令和２年度に飯島町役場及び田切クリーンセンターと受入れ再開についての協議を行い、令和３年度からの処理委託をお願いしたところでございます。

加藤議長

４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

再質疑いたします。

田切クリーンセンターの平成２９年度と令和３年度の処分費を比較すると、１トンあたりの処分費に大きな差はあるのでしょうか。

また、前年度までは破砕不燃物は全て三重中央開発株式会社へ処分委託していたものを、令和３年度は田切クリーンセンターへ５割を超える５３．９％を処分委託されましたが、この割合についてはどのように決められたのでしょうか。

加藤議長

答弁、竹谷業務課長。

竹谷業務課長

令和３年度の田切クリーンセンターの処理単価は、１トンあたり３万４，１００円であり、平成２９年度の処理単価３万２４０円と比較いたしますと、３，８６０円の増額となっております。

搬出割合につきましては、当初の見込みでは、それぞれの処分場に１５０トンずつの搬出予定でありましたが、見込みより増えた分を処理費の安い田切クリーンセンターで処理を行ったことにより、その結果としてこの割合となったものでございます。

以上です。

加藤議長

これにて、４番舟橋よしえ議員の議案質疑を終わります。
以上で、議案第８号の通告による質疑は終わりました。
これより、討論、採決に入ります。
議案第８号について、反対討論を許します。
次に、賛成討論を許します。
４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

４番舟橋よしえ、議案第８号について、賛成の立場で発言をいたします。
令和３年度は、前年度から続くコロナ禍の中、ごみ処理という生活に欠かすことができない、まさにエッセンシャルワークを確実に遂行いただきましたことに感謝申し上げます。
今、確実にと申し上げましたが、昨年１２月２１日に判明いたしました２号炉排ガスの全水銀濃度が、基準値５０マイクログラムに対して７３マイクログラムであったことから、１２月２３日から２７日までの５日間は１号炉も２号炉も停止、２号炉は年が明けた１月７日になって再稼働という事態が発生し、加えて３号井戸の地下水の総水銀濃度が基準値を超過していることが同じタイミングで判明し、３号井戸の使用を停止することになりました。
搬入ごみの量が増える年末年始であったことからどうなることかと大変心配いたしましたが、大きな混乱を生じることなく、住民がいつもどおりにごみ出しができたのは、職員の皆さんが適切に対応いただいたからこそと思います。
排ガスの基準値超過の原因は、可燃ごみの中に水銀使用製品が混入していた可能性が高いと考察されており、その後の測定結果を見ましても、一時的なことであったと思われますが、３号井戸の地下水については、今年度に入ってからも基準値を超える総水銀濃度を検出していることは大変気になります。
令和３年度決算においては、排ガス及び地下水において基準値を超える水銀が検出されたことに伴う歳出として、追加の測定費や集じん器の点検清掃費、薬剤費、仮設給水配管工事費等の８５６万７，７９０円は必要な経費であったと理解することができました。予備費の充用についても適切であったと考えます。
そのほかの歳出については、エコサイクル推進事業費の夏休み子供向けリサイクル教室の参加人数がコロナ前までは回復できていないことが残念ですが、それでも年々増えてきており、今後は、ＳＤＧｓの取組として、アイコンも入れて積極的に取り組んでいただきたいと思います。
また、埋立処分場管理費の浸出水処理施設清掃業務委託料について議案質疑いたしましたが、当初予算を上回る決算額となった場合には、その理由がわかるよ

う、自治行政の実績に関する調書に書いていただくことを求めます。

緊急に必要となったことから予算流用したことは理解をいたしますが、こちらから聞かなければわからないということは、できれば避けてください。

そして、焼却残渣資源化率は、令和２年度の４２．１％を下回るものの、令和３年度は３７．５％ということで、引き続き高い資源化率であることは大変評価いたします。高い資源化率であるからこそ、ぜひ自治行政の実績に関する調書にこの数字は載せてください。

最後に、歳入につきましては、諸収入のスクラップ売却が、前年度約１５万円から、令和３年度は約１，９００万円と大幅な増額となりました。これについて、スクラップの需要が高まったことによる単価の急激な上昇ということですが、価格変動に対応するために、契約期間を年２期から四半期ごとに変更いただいたことは、収入増につながる大変よい変更であったと評価いたします。

そのほか、補正対応については今後適正に対応いただくことを求めまして、私の賛成討論といたします。

加藤議長

次に、反対討論を許します。

賛成討論を許します。

これにて討論を終結し、採決します。

議案第８号については、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

加藤議長

起立全員であります。

よって、議案第８号は原案のとおり認定されました。

日程第７、議案第９号「令和４年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第１号）」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

岸総務課長。

岸総務課長

総務課長、岸。

議案第９号「令和４年度尾三衛生組合一般会計補正予算（第１号）」について説明させていただきます。

表紙をおめくりいただいて、議案をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億３，９９５万２，０００円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ１５億６３６万４，００

０円に定めるものであります。

７・８ページをお願いいたします。

２、歳入です

款５繰入金項１基金繰入金目１財政調整基金繰入金を４，０１２万１，０００円増額するものでございます。こちらは、後ほど説明いたします款３衛生費の増加額分を調整させていただいたものです。

款６繰越金項１繰越金目１前年度繰越金につきましては、令和３年度の決算剰余金９，９８３万１，０００円を増額するものでございます。

９・１０ページをお願いいたします。

３、歳出です。

款２の総務費項１総務管理費目１一般管理費節２４積立金は、財政調整基金へ令和３年度決算剰余金を積立てするものでございます。

款３衛生費項１清掃費目１塵芥処理管理費節１０需用費は、薬品費及び光熱水費の増額となります。薬品費は使用量の見直しによる増額、光熱水費については電力料の燃料調整単価の上昇によるものです。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

２件の通告がありましたので、発言を許します。

４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

４番舟橋よしえ。

議案第９号について質疑いたします。

歳出款２項１目１節２４廃棄物処理施設緊急整備基金積立金について、この基金に２，０００円増額補正する理由をお聞かせください。

加藤議長

答弁、岸総務課長。

岸総務課長

総務課長、岸。

定期預金利子を全額積み立てるための増額です。

当初予算時は１億２００万円の運用額に対し利率０．０５％で試算し、５万１，０００円を計上しておりましたが、実際の預け入れでは利率が０．０５１％となり、１，０２０円の増額となりました。補正をしない場合、１，０２０円分が積立てという形で支出できないため、増額補正する必要があります。

加藤議長

４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

再質疑します。

基金の利率上昇に伴う利子増加分の補正増であるなら、歳入の款４項１目１節１の財産収入の利子及び配当金の廃棄物処理施設緊急整備基金積立金利子の増額もセットであるべきと考えます。

今回のこの補正予算では、歳出の、今問題になっている２，０００円の財源は財政調整基金ということになってしまいます。なぜ今回このように歳入についても増額をしなかったのか、お答えください。

加藤議長

答弁、岸総務課長。

岸総務課長

歳入款４項１目１節１の財産収入の利子及び配当金については、予算額以上の支出ができない歳出と異なり、増額補正を行わなくても受入れが可能であるため、歳入については増額補正を行っておりませんでしたが、今後気をつけさせていただきます。

加藤議長

４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員

次に、歳出款３項１目１節１０薬品費についてお聞きします。

薬品の量の見直しは、何に使用する、どのような薬品を増やすのでしょうか。当初予算で見込んだ量と何が違って、このように増額しなければならなくなったのか、ご説明ください。

加藤議長

答弁、小林施設課長。

小林施設課長

施設課長、小林。

当初予算の水銀対策に係る試験焼却に用いた薬品には、塩化水素除去のための高反応消石灰に加え、水銀を除去する活性炭と飛灰中の重金属の固定及びバグフィルタのろ布を保護する水酸化アルミニウムを含んでおり、キレート剤と特殊反応助剤の購入費用の削減が見込まれるものでありました。

しかし、試験焼却の結果、水酸化アルミニウムを混合した薬剤は排ガスの安定的な管理ができず、当組合のごみ焼却施設には適さないものであったため、削減を見込んでいたキレート剤、特殊反応助剤の購入が必要になり、増額するものであります。

量の違いにつきましては、高反応消石灰は、当初予算３１０トンから３５９ト

ンに４９トン増量しますが、水酸化アルミニウムを除くことで１，０７０万円の減額。特殊反応助剤は、当初予算５６トンから１７４トンに１１８トン増量し、１，２１３万円の増額。キレート剤は、当初予算２６トンから４８トンに２２トン増量し、１，２６１万２，０００円の増額。合計で１，４０４万２，０００円を補正するものであります。

加藤議長　　４番舟橋よしえ議員。

舟橋議員　　試験焼却をした結果、水酸化アルミニウムを混合した薬剤では排ガスの安定的な管理ができないので、当組合のごみ焼却施設には適さないものであったと結論づけておられますが、９月２２日に議員に説明いただきました試験結果では、水酸化アルミニウムを混合した薬剤を吹き込んだ場合の測定値は、１回目と２回目の測定値に２マイクログラム程度の開きがあり、それが安定的な管理ができないということなのでしょうか。

排ガスの安定的な管理とは一体どのようなことを指しておられるのか、ご説明ください。

加藤議長　　答弁、小林施設課長。

小林施設課長　　試験焼却における排ガスの安定的な管理ができないとは、ご指摘のような測定値の開きではなく、塩化水素濃度が高くなる傾向のことでありました。

排ガスの安定的な管理とは、塩化水素のほか、硫黄酸化物、窒素酸化物などの有害物質の濃度を基準値内で管理することを指します。

加藤議長　　これにて４番舟橋よしえ議員の議案質疑を終わります。

次に、７番眞子伸生議員。

眞子議員　　７番眞子伸生です。

まず最初に、歳入についてお尋ねいたします。

款５繰入金として４，０１２万１，０００円を財政調整基金から繰り入れています。令和３年度の決算剰余金が９，９８３万２，４１７円、財政調整基金に全額繰り入れるのではなく、財政調整基金繰越金として計上することも可能と考えますが、財政調整基金から繰り入れる理由は何でしょうか。

加藤議長　　答弁、岸総務課長。

岸総務課長

総務課長、岸。

款５繰入金４，０１２万１，０００円は、令和４年度の歳出の増加に伴い財政調整基金より繰り入れする補正額であり、令和４年度中に支出するものになります。

款６繰越金９，９８３万１，０００円は、令和３年度の決算剰余金で全額財政調整基金に積み立て、令和５年度当初予算に繰入金として計上するよう、組合市町で協議したものであります。

加藤議長

７番眞子伸生議員。

眞子議員

再質問します。

令和４年３月３１日現在財政調整基金は、普通預金７，６０９万５，１６４円、定期預金２億２，８００万円となっており、令和４年度当初予算繰入金は１億７，２２２万５，０００円です。

補正予算での財政調整基金からの繰入金は定期預金を取り崩すことになると思うのですが、どのようですか。

また、定期預金を取り崩して新たに財政調整基金に積み立てることは、財政調整基金の適正な運用に即していないと思うのですが、いかがでしょうか。

加藤議長

答弁、岸総務課長。

岸総務課長

今回の繰入金は、定期預金を途中解約するものではなく、満期が来てから繰入れを行いますので、適正と考えております。

加藤議長

７番眞子伸生議員。

眞子議員

次に、歳出についてお伺いします。

款３衛生費項１清掃費目１塵芥処理管理費についてお聞きします。それの薬品費と光熱水費の増額理由についてお伺いいたします。

まず、薬品費１，４０４万２，０００円の内容はどのようですかという、これについては今、前に舟橋議員が聞かれましたので、その質問については割愛させていただきます。

そこで、これについての再質問。答弁は一緒でございましたので、再質問ということで、薬剤の変更というのは、もう一度確認しますが、水銀対策のためと理解してよろしいでしょうか。

加藤議長　　答弁、小林施設課長。

小林施設課長　　施設課長、小林。
薬剤の変更は、水銀対策によるものであります。

加藤議長　　７番眞子伸生議員。

眞子議員　　次に、光熱水費２，６０７万５，０００円の増額理由で、電力料金の燃料費調整額の上昇によるとありますが、当初予算時の年間消費電力量と単価、今後の電力使用量の予想量と単価上昇の予測はどのようですか。
また、節電に対する考えとその対策はどのようか、お聞きいたします。

加藤議長　　答弁、小林施設課長。

小林施設課長　　当初予算の年間消費電力量は７３０万キロワットであり、今後の予定量も同様に考えています。
また、当初予算の燃料費調整単価につきましては、年間を通して１キロワットあたり０．７８円を見込んでおりましたが、原油、ＬＮＧ、石炭等の資源エネルギーの市場価格が上昇し、国内の電力価格も上昇している中、契約電力会社による今後の見通しが示され、最大８．７９円になる上昇が示されたものであります。
節電対策につきましては、省エネルギー等推進委員会を開催し、進めているところであります。
今後の対策としましては、焼却施設棟の夜間照明を減らすこと、ごみ処理施設の運転に支障がない範囲で機器の運転時間を減らすことなどを実施しています。

加藤議長　　７番眞子伸生議員。

眞子議員　　今答弁がありましたように、最大で８．７９円ということで、キロワットあたり８円という大幅な燃料調整単価が上昇するということで、非常に大変な上昇になるかと思います。
ここで再質問なんですけれども、これらの対策による削減効果はどの程度を考えられているのか、お教えください。

加藤議長　　答弁、小林施設課長。

小林施設課長

削減効果は、年間消費電力量の約１％の削減を考えています。

加藤議長

これにて、７番眞子伸生議員の議案質疑を終わります。

以上で、議案第９号の通告による質疑は終わりました。

これより討論、採決に入ります。

議案第９号について、反対討論を許します。

次に、賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議案第９号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

加藤議長

起立全員であります。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

日程第８、議員提出議案第１号「議員派遣について」を議題とします。

提案者の説明を求めます。

２番大川博議員。

大川議員

２番大川博、議員提出議案第１号「議員派遣について」説明させていただきます。

提案理由につきましては、尾三衛生組合の会議に関する規則第６２条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるからです。

目的としては、処理方式の異なる最新のごみ焼却施設を視察することで施設の実情を把握するとともに、組合より搬出される飛灰等の埋立て状況を確認することにより、今後の組合運営に活用することを目的としています。

派遣場所としましては、愛知県東浦町にあります東部知多衛生組合と、愛知県武豊町にあります知多南部広域環境組合と、同じく愛知県武豊町にあります公益財団法人愛知臨海環境整備センターです。

派遣期間としては、令和４年１０月１８日の１日とします。

派遣議員は、尾三衛生組合全議員とします。

以上、提案とさせていただきます。

加藤議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

議員提出議案第１号については、事前に質疑の通告がありませんでしたので、

これより討論、採決に入ります。

議員提出議案第１号について、反対討論を許します。

賛成討論を許します。

討論なしと認め、これにて討論を終結し、採決します。

議員提出議案第１号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立全員］

加藤議長

起立全員であります。

よって、議員提出議案第１号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。派遣内容について変更がある場合は、その取扱いを議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

加藤議長

異議なしと認めます。よって、派遣内容について変更がある場合は、その取扱いを議長に委任することに決定しました。

日程第９、報告第１号「専決処分の報告について」を議題とします。

報告者の説明を求めます。

加藤事務局長。

加藤事務局長

事務局長、加藤。

専決処分の報告についてご説明させていただきます。

配付資料の「専決処分報告書」をご覧ください

この報告は、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分を行いましたので、同条第２項の規定に基づき議会に報告をするものでございます。

専決事項の内容につきましては、管理の瑕疵による損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

事故の概要につきましては、令和４年５月１６日月曜日に、灰積出室において焼却残渣運搬車両への灰積込み作業中、クレーンバケットが振れ、運搬車両の荷台後部に接触する事故が発生したものでございます。

過失割合は組合側１００％、損害賠償額は５万９，９５０円でございました。

今後につきましては、より一層安全運転を徹底させることにより事故防止に努めてまいります。

報告は以上でございます。

加藤議長

報告は終わりました。

以上で、本会議に付議されました案件の審議は終了しました。

ここでお諮りします。

本会議において議決されました事項については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

加藤議長

異議なしと認め、議長に委任することに決定しました。

管理者閉会挨拶、近藤管理者。

近藤管理者

閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。

本日提案させていただきました議案につきましてご審議を賜り、原案どおりご議決をいただき、誠にありがとうございました。

また、小嶋代表監査委員におかれましては、決算審査を賜り、そして今日のご報告をいただきまして、ありがとうございました。今後もご指導いただきますようお願いを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症と併せまして、季節の変わり目でもございますので、くれぐれもご健康にご留意いただきまして、一層の活躍をされますことを心からお祈り申し上げます。

今後とも、本組合に対しましてご支援を賜りますようお願い申し上げて、閉会の言葉といたします。

ありがとうございました。

加藤議長

ありがとうございました。

本定例会閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、慎重審議を賜り、議会進行につきましても皆様のご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

今後とも皆様方のご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

これをもちまして令和４年第２回尾三衛生組合議会定例会を閉会いたします。

田中書記

ご起立をお願いいたします。

一同、礼。
これにて本日の日程を終了いたします。

（閉会　午後３時２２分）

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和４年11月４　日

議　長　加藤達雄

署名議員　永野雅則

署名議員　大川博